

## （人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針に則る情報公開）

このたび以下の研究を実施いたします。本研究への協力を望まれない場合は、問い合わせ窓口へご連絡ください。研究に協力されない場合でも不利益な扱いを受けることは一切ございません。

本研究の研究計画書及び研究の方法に関する資料の入手又は閲覧をご希望の場合や個人情報の開示や個人情報の利用目的についての通知をご希望の場合も問い合わせ窓口にご照会ください。なお、他の研究参加者の個人情報や研究者の知的財産の保護などの理由により、ご対応・ご回答ができない場合がありますので、予めご了承ください。

【研究計画名】 医療観察法対象者の類型化に関する研究

【研究責任者】

小池 純子（国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部）

【本研究の目的及び意義】

本研究は、医療観察法入院処遇対象者を類型化し、特性が類似する対象者群を抽出することを目的とします。

これにより対象者群ごとの治療や処遇の標準化に向けた研究が進み、対象者の特性に応じたより効果的な治療が可能になると期待されます。

【本研究の実施方法及び参加いただく期間】

対象となる方

2005年7月より2021年6月までの間に、全国の医療観察法指定入院医療機関32施設（国立病院機構賀茂精神医療センター、北海道大学病院附属司法精神医療センターを除く）で、医療観察法の入院処遇を受けたことがある方

利用する試料・情報等

入院処遇中に指定入院医療機関で記録された診療録の情報（具体的項目は、下記のとおりです。）  
入院時年齢、性別、主診断・重複障害、対象行為種別・被害者（被害物）類型、触法歴、薬物問題、アルコール問題、共通評価項目の得点（入院時、初回入院継続申請時、退院時）、入院期間、退院時転帰

※利用する情報は、厚生労働省の「重度精神疾患標準的治療法確立事業」でデータベースに集められている入院処遇対象者の診療に関する情報から抽出し、医療観察法指定入院医療機関および当センター倫理委員会の研究利用の承認を得て提供を受けたものです。情報は、データベースに集められた時点でどなたのものか分からないように匿名化されていますが、本研究のために抽出・提供される際に、対象者を識別する符号がさらに別の符号に置き換えられています（再匿名化）。情報は、本研究のメンバーである当センター所属の研究者のみが利用します。情報管理責任者は精神保健研究所地域・司法精神医療研究部長の藤井千代が担当します。

研究期間

2021年7月11日より2026年3月31日まで

【共同研究機関】

ありません。国立精神・神経医療研究センター単独で実施します。

2022年8月23日 更新

○問い合わせ窓口

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所  
所属 地域精神保健・法制度研究部 氏名 小池 純子(こいけ じゅんこ)  
電話番号 042-341-2712(内線 6329)  
e-mail:koike※ncnp.go.jp(「※」を「@」に変更ください。)

○苦情窓口

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター倫理委員会事務局  
e-mail:ml\_rinrijimu※ncnp.go.jp(「※」を「@」に変更ください。)